

## 第 11 号議案

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

品川区印鑑条例（昭和 50 年品川区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「個人番号カード」の次に「または規則で定める移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に規定する日（同法第 49 条に係る部分に限る。）またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説明）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。